

## 個人住民税における寄附金税制が大幅に拡充されました

都道府県・市区町村に対する寄附金「ふるさと納税制度」の創設

「ふるさと」に対し貢献または応援したいという納税者の思いを実現する観点から、個人住民税の都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。

○どんな控除がうけられるの？

	改正前	改正後
控除率	所得控除方式により 適用対象寄附金 × 税率(10%)の軽減効果	税額控除方式により都道府県・市区町村に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として所得税と合わせて全額控除
適用下限額	10万円	5千円

控除対象となる寄附金(都道府県・市区町村に対する寄附金以外の寄附金との合計)の限度額は総所得金額等の25%から30%に改正になりました。

寄附の対象は、都道府県・市区町村であればよいため、出身地や過去の居住地などに限定されません。

都道府県・市区町村が控除対象となる寄附金を条例で指定できる制度の創設

地域に密着して公益活動を行う団体を一層支援するために、地方公共団体が条例により指定した団体等に対する寄附金を寄附金控除の対象とする制度が創設されました。

○寄附金控除の対象はどう変わるの？

改正前	改正後
個人住民税の寄附金控除の対象は、 都道府県・市区町村 住所地の都道府県共同募金会 住所地の日本赤十字社支部 に限定	左記に加え、所得税で寄附金控除の対象となっている寄附金(公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人等に対する寄附金)の中から、都道府県・市区町村が条例で指定することにより、個人住民税の寄附金控除が受けられることになりました。

所得税で寄附金控除の対象となっている国、政党等に対する寄附金は除かれます。

なお、本市については現在、対象団体の指定方法等について検討中です。決定次第ご案内する予定ですのでご了承ください。

○どんな控除がうけられるの？

改正前	改正後
対象となる寄附金 × 税率(10%)の軽減効果	対象となる寄附金のうち、5,000円を超える部分に、次の率を乗じた額が個人住民税額から軽減されます。 住所地の都道府県が指定した寄附金(4%) 住所地の市区町村が指定した寄附金(6%)

### ◆寄附金控除の適用

平成20年1月1日以後に行われた寄附から適用されます。(翌年度分の住民税から控除されます。なお、所得税については、寄附を行った年分から控除されます。)

### ◆寄附金控除の手続き

控除を受けるためには、寄附を行った方が、都道府県・市区町村、あるいは条例で指定された団体等が発行する領収書等を添付の上、税務署へ確定申告をすることが必要となります。(所得税の確定申告をされる方は住民税の申告は不要です。住民税のみの控除を受ける方は、住所地の市区町村へ住民税の申告が必要となります。)

問い合わせ先

税務課 市民税グループ ☎40-5554